

国民健康保険・後期高齢者医療保険 に参加している皆さんへのお知らせ

■被保険者証の有効期限にご注意を！

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証は

令和7年7月31日(木)をもって使えなくなります！

➡8月1日(金)以降は、「**マイナ保険証**※」または「**資格確認書**」で受診できます。

※保険証利用登録がされたマイナンバーカードのこと。

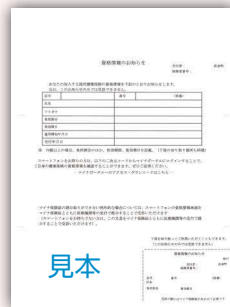
マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」が届きます

時7月中旬

対国民健康保険に加入し、マイナ保険証を持っている方
(令和6年12月2日(月)以降、資格情報のお知らせが交付されている70歳未満の方を除く)

※資格情報のお知らせは、健康保険資格の内容を確認していただくために交付するものです。「資格情報のお知らせ」だけで受診はできませんので、受診の時はマイナ保険証を必ずお持ちください。



マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」が届きます

時7月中旬

対①国民健康保険に加入し、マイナ保険証を持っていない方
②後期高齢者医療保険に参加している方

※資格確認書は、毎年新しいものが交付されます。
※後期高齢者医療に加入している方は、令和8年7月31日(金)までに、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書が自動的に交付されます。



※「資格情報のお知らせ」は、資格内容に変更が生じない限り更新されません。70歳以上の方は毎年負担割合を見直すため、毎年新しいものが郵送されます。必要な方は、再交付申請ができます。

※高齢の方や障がいをお持ちの方で、マイナ保険証での受診が難しい場合は、申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。

※マイナ保険証の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。



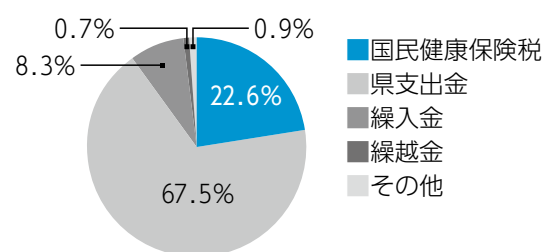
▲詳細

みんなで支え愛♡

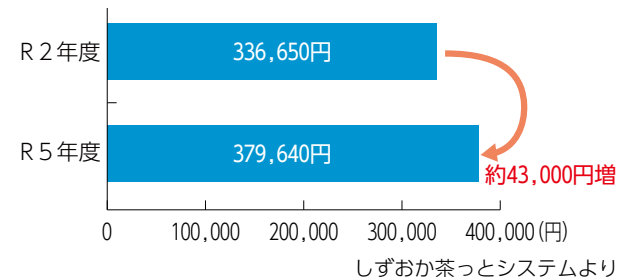
国民健康保険は、会社を退職した方や自営業の方など、会社や組合などの公的医療保険に参加していない方が一部を支払うだけで必要な医療を受けることができる国民健康保険制度ですが、高齢化や医療技術の高度化、

■国民健康保険の現状

歳入の内訳 (令和5年度)



1人あたりの医療費の状況 (町平均)



☎福祉保険課 989-5513

■高額な医療費負担が見込まれる方へ

医療機関などの窓口での支払いが高額となる場合、マイナ保険証をお持ちでない方や一部の方は次のとおり申請が必要です。しかし、マイナ保険証をお持ちの方は、提示することで支払いが自己負担限度額までとなり、限度額適用認定証などの交付申請は基本的に不要です。

マイナ保険証をお持ちでない方

	申請が必要な方	発行されるもの
国民健康保険	①70歳未満の方 ②70歳以上で、「住民税非課税」の所得区分に該当する2割負担の方 ③70歳以上で「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の所得区分に該当する3割負担の方	限度額適用認定証
後期高齢者医療保険	①「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の所得区分に該当する1割負担の方 ②「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の所得区分に該当する3割負担の方	資格確認書 (任意事項併記)

マイナ保険証をお持ちの方

長期入院 (入院日数が過去12カ月で90日以上の方) で次に該当する場合は申請することで入院時の食事代がさらに減額になります。

	申請が必要な方	発行されるもの
国民健康保険	①70歳未満で「住民税非課税」の所得区分に該当する方 ②70歳以上で「低所得者Ⅱ」の所得区分に該当する2割負担の方	限度額適用認定証
後期高齢者医療保険	・「住民税非課税世帯」の方 ※前年度から継続して該当になる場合は申請不要です。	資格確認書 (任意事項併記)

※所得区分が不明の方は、お問い合わせください。

※国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納している方は、限度額適用認定証または資格確認書 (任意事項併記) が交付できない場合があります。

〈申請について〉

所福祉保険課

持被保険者証 (保険証) ・ 資格確認書 ・ 資格情報のお知らせのいずれか、認め印 (世帯主が申請する場合は不要)、マイナンバーが分かるもの、申請者の身分証 (免許証など)



▲詳細

国民健康保険制度

加入する保険制度で、都道府県および市区町村が運営をしています。病気やけがをしたとき、医療費生活習慣病患者の増加などにより医療費は年々増加傾向にあり、全国的に財政は厳しい状況です。



▲詳細

■皆さんにお願いしたいこと

- ・特定健診などの受診 1年に1回は特定健診を受診し、生活習慣病の早期発見や予防を心がけましょう。
- ・お薬手帳の持参 お薬手帳を持参し、薬の重複を防ぎましょう。ジェネリック医薬品の活用もご検討ください。
- ・重複受診を避ける 同時期に同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診を控えましょう。

■国民健康保険税は期限内の納付を！

国民健康保険税を納めないでいると、限度額適用認定証などの交付が受けられなくなったり、一度、窓口で10割の支払いが必要となったりするなど、給付が制限される場合があります。

期限内の納付が難しい場合は、納税相談を受けましょう。